

介護老人保健施設 備中荘

指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション 運 営 規 程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人恩賜財団済生会支部岡山県済生会が運営する、介護老人保健施設 備中荘 の指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下、「事業所」という）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、医師が訪問リハビリテーション等の必要を認めたものに対し、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という）が、要介護状態及び要支援状態にある利用者に適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、居宅において理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。また、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との密接な連携を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業者の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 備中荘（訪問リハビリテーション）
- (2) 所在地 岡山市北区高松原古才600-5

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（医師） 1人
従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
 - (2) 医師 1人
利用者診察、健康管理及び保健衛生指導を行う。
 - (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1人以上
訪問リハビリテーション等の利用の申し込みに係る調整や、医師の指示、訪問リハビリテーション計画に基づいて訪問リハビリテーション等を行う。
- 2 運営、管理上必要があると認められるときは、定員外の職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日～金曜日とする。
但し、営業日が祝日の場合は、その週の土曜日は営業日とし、国民の祝日・年末年始の12月29日～1月3日迄を除く。
- (2) 営業時間は、10時～17時迄とする。

(事業の実施区域)

第6条 通常の実業の実施区域は、次のとおりとする。

岡山市：中山・高松・吉備・足守中学校区、横井小学校区

(利用料等)

第7条 利用料等の額は、別紙「利用料一覧表」のとおりとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供中に、利用者に病状の急変等が生じた場合等の対応方法は次の通りとする。

- 1 従業者は、利用者に病状の急変等が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに管理者及び主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 従業者は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 事業者は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、利用者に必要な処置を行い、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続)

第10条 施設は、指定訪問リハビリテーション等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録し、利用者の家族等に連絡、説明し同意を得るものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備

(2) 従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(虐待防止のための措置)

第 11 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- (3) その他の虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、訪問リハビリテーション等の提供にあたり、当該事業者の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第 12 条 事業者は、適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(苦情解決体制の整備)

第 13 条 事業者は、訪問リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、訪問リハビリテーション等の提供に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、提供した訪問リハビリテーション等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第 14 条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

(利用者及びその家族等の守るべき事項)

第 15 条 利用者及びその家族等は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火気の取扱に注意すること。
- (2) 建物、備品、その他の器具を破損または、持ち出さないこと。
- (3) 喧嘩、口論または泥酔、暴行等により他人に迷惑を掛けないこと。
- (4) 破廉恥な行為及び公の秩序を乱す行為をしないこと。
- (5) その他、事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者は、従業者の資質の向上のために研修の機会を設ける。
- (2) 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) 事業者は、訪問リハビリテーション等の提供及び会計に関する諸記録を整備しその完結の日から 5 年間保存するものとする。
- (5) この規程に定める事項のほか、運営管理上必要な事項は、介護老人保健施設 備中荘が定めるものに準ずるものとする。
- (6) 施設の見えやすい場所に、運営規程の概要、従業者等の勤務の体制、その他のサービスの選択に必要な重要事項を閲覧可能な形でファイル等で備え置く等するものとする。また、インターネットを利用し閲覧可能な状態としておくものとする。

附則

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

平成 30 年 8 月 1 日一部改正。

平成 31 年 4 月 1 日一部改正。

令和 元年 10 月 1 日一部改正。

令和 2 年 4 月 7 日一部改正。

令和 2 年 10 月 16 日一部改正。

令和 3 年 4 月 1 日一部改正。

令和 6 年 4 月 1 日一部改正。

令和 6 年 6 月 1 日一部改正。